

大韓民国の在外選挙は 次のように実施します。



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2010. 9. 15

WWW.nec.go.kr

☎82-2-503-0648
FAX82-2-504-5350

選挙事務所と類似した機関の設置・利用の禁止

- ◎ 何人(なんびと)も候補者のために選挙事務所と類似した機関・団体・組織または施設を新しく設立したり設置したりできません。

何人(なんびと)も「公職選挙法」による第 61 条による選挙事務所・選挙連絡所以外に候補者(候補者になろうとする者含む)のために選挙推進委員会・後援会・研究所・相談所または休憩所その他の名称の如何を問わず、選挙事務所・選挙連絡事務所と類似した機関・団体・組織または施設を新しく設立したり設置したりできません。

また、既存の機関・団体・組織または施設を選挙運動に利用することはできません。

(公職選挙法第 89 条)

※ 選挙運動その他選挙に関する事務を処理するために外国に“選挙事務所と選挙連絡所を置くことはできない”(公職選挙法第 61 条、第 218 条の 14)

[類似機関設置関連の違反事例]

- ⇒ 当初他の目的で設立された組織などを政党・候補者や第三者が候補者または政党のために選挙運動や選挙に関する事務を処理する組織に変質させたり、その組織を選挙運動に利用する行為は出来ない。

在外選挙ホームページ(ok.nec.go.kr)が
オープンしました。